【表紙】

【提出書類】	半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年11月12日
【中間会計期間】	第203期中(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)
【会社名】	ヤマハ株式会社
【英訳名】	YAMAHA CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表執行役社長　山浦 敦
【本店の所在の場所】	浜松市中央区中沢町10番1号
【電話番号】	053(460)2156
【事務連絡者氏名】	経営管理部長　谷口 如注
【最寄りの連絡場所】	神奈川県横浜市西区みなとみらい5丁目1番2号 横浜シンフォステージ ウエストタワー ヤマハ株式会社 首都圏事業所
【電話番号】	050(3148)1414
【事務連絡者氏名】	首都圏事業所担当主幹　中冨 敬夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次		第202期 中間連結会計期間	第203期 中間連結会計期間	第202期
会計期間		自 2025年4月 1日 至 2025年9月30日	自 2026年4月 1日 至 2026年9月30日	自 2025年4月 1日 至 2026年3月31日
売上収益	(百万円)	216,364	237,873	465,330
税引前中間(当期)利益	(百万円)	14,210	26,235	35,287
親会社の所有者に帰属する中間(当期)利益	(百万円)	9,755	18,670	23,720
親会社の所有者に帰属する中間(当期)包括利益	(百万円)	16,958	32,541	56,058
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	460,067	505,242	478,347
資産合計	(百万円)	598,436	654,912	617,568
1株当たり親会社所有者帰属持分	(円)	1,014.74	1,148.55	1,087.41
基本的1株当たり中間(当期)利益	(円)	21.52	42.44	52.70
希薄化後1株当たり中間(当期)利益	(円)	―	―	―
親会社所有者帰属持分比率	(%)	76.9	77.1	77.5
営業活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	20,793	31,278	45,777
投資活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△6,576	12,344	△7,907
財務活動によるキャッシュ・フロー	(百万円)	△7,742	△3,758	△37,775
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高	(百万円)	107,512	147,845	108,952

(注) 1 上記指標は国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）により作成した要約中間連結財務諸表及び連結財務諸表に基づいて作成しております。
2 当社は要約中間連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。
3 希薄化後1株当たり中間(当期)利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループにおいて営まれている事業の内容に係る重要な変更は以下のとおりです。なお、主要な関係会社についての異動はありません。

（その他の事業）

当中間連結会計期間において、ゴルフ用品事業を終了しております。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当中間連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当中間連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営成績の分析

当中間連結会計期間における我が国経済は、物価上昇の影響がみられるものの、雇用・所得環境の改善等を背景に、緩やかな回復が続いております。

海外においては、米国では、緩やかな増加基調にある個人消費等を背景に、景気は底堅く推移しております。欧州では、景気に持ち直しの動きがみられるものの、エネルギーコストの上昇等の影響もあり、その動きには弱さもみられます。中国では、節約志向の高まりを受けて個人消費の冷え込みが続き、不動産市場の停滞やエネルギーコストの上昇等により内需の不振が継続しております。一部の国や地域で景気は緩やかに持ち直しておりますが、中東情勢の緊張や物価上昇に加え、金融資本市場の変動等の下振れリスクが継続し、依然として世界的な景気の先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、当中間連結会計期間の売上収益は、北米、その他の地域を中心とした堅調な楽器販売に加え、為替の円安による影響などにより、前年同期に対し215億8百万円（9.9%）増加の2,378億73百万円となりました。当中間連結会計期間の損益については、事業利益は生産コストの上昇があったものの、新商品も含めたモデルミックスの変化および価格適正化、円安による為替影響により、前年同期に対し94億90百万円（74.2%）増加の222億87百万円、親会社の所有者に帰属する中間利益は、米国における関税還付金42億80百万円をその他の収益に計上したことなどにより、前年同期に対し89億15百万円（91.4%）増加の186億70百万円となりました。

（注）事業利益とは、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して算出した日本基準の営業利益に相当するものであります。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

① 楽器事業

当中間連結会計期間の売上収益は、前年同期に対し190億98百万円（13.6%）増加の1,595億9百万円となりました。アコースティックピアノは、欧州で販売を伸ばし増収となりました。電子楽器は、エレクトーン等の新商品効果、デジタルピアノとポータブルキーボードの需要増により増収となりました。管弦打楽器は、管楽器とドラムの販売が堅調で増収となりました。ギターは、その他の地域での販売が大幅に増加し増収となりました。

事業利益は、前年同期に対し76億72百万円（99.8%）増加の153億61百万円となりました。

② 音響機器事業

当中間連結会計期間の売上収益は、前年同期に対し31億22百万円（4.6%）増加の707億89百万円となりました。コンシューマー音響機器は、ホームオーディオが低調で減収となりました。プロフェッショナル音響機器は、北米と国内で販売を伸ばしたことに加え、為替影響により増収となりました。モビリティ音響機器は、中国での販売減を国内等他の地域の販売増が上回り増収となりました。

事業利益は、前年同期に対し16億22百万円（30.2%）増加の69億93百万円となりました。

③ その他の事業

当中間連結会計期間の売上収益は、前年同期に対し7億11百万円（8.6%）減少の75億74百万円となりました。自動車用内装部品は減収、FA機器は増収となりました。

事業利益は、前年同期に対し1億95百万円増加（前年同期は2億62百万円の損失）の67百万円の損失となりました。

(2) 財政状態の分析

当中間連結会計期間末の資産合計は、前期末の6,175億68百万円から373億44百万円（6.0%）増加し、6,549億12百万円となりました。

流動資産は、前期末から391億37百万円（10.7%）増加し、4,040億83百万円となり、非流動資産は、17億93百万円（0.7%）減少し、2,508億29百万円となりました。流動資産では、ヤマハ発動機株式会社株式の一部売却等により現金及び現金同等物が増加したことに加え、季節変動の影響により棚卸資産が増加しました。

当中間連結会計期間末の負債合計は、前期末の1,378億37百万円から104億46百万円（7.6%）増加し、1,482億84百万円となりました。

流動負債は、前期末から121億14百万円（12.4%）増加し、1,101億23百万円となり、非流動負債は、16億67百万円（4.2%）減少し、381億60百万円となりました。流動負債では、未払法人所得税が増加しました。

当中間連結会計期間末の資本合計は、前期末の4,797億30百万円から268億97百万円（5.6%）増加し、5,066億28百万円となりました。中間利益により利益剰余金が増加しました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間において現金及び現金同等物は、388億93百万円増加（前年同期は76億93百万円増加）し、期末残高は1,478億45百万円となりました。

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

主として税引前中間利益により、312億78百万円の収入（前年同期は主として税引前中間利益により207億93百万円の収入）となりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

主としてヤマハ発動機株式会社株式の売却による収入と、有形固定資産の取得による支出により、123億44百万円の収入（前年同期は主として有形固定資産の取得による支出により65億76百万円の支出）となりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

主として短期借入金の増加と、リース負債の返済、配当金の支払により、37億58百万円の支出（前年同期は主として配当金の支払により77億42百万円の支出）となりました。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当中間連結会計期間において、当社グループの事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(5) 研究開発活動

当中間連結会計期間の研究開発費の総額は、142億97百万円であります。

なお、当中間連結会計期間における研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

3 【重要な契約等】

当中間連結会計期間において、重要な契約等は行われておりません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	700,000,000
計	700,000,000

② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (2026年9月30日)	提出日現在発行数(株) (2026年11月12日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	463,000,000	463,000,000	東京証券取引所 プライム市場	単元株式数は100株であります。
計	463,000,000	463,000,000	―	―

(2) 【新株予約権等の状況】

① 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

② 【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2026年4月1日～ 2026年9月30日	―	463,000,000	―	28,534	―	3,054

(5) 【大株主の状況】

(2026年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区赤坂一丁目8番1号　赤坂インターシティAIR	94,463	21.47
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号	35,601	8.09
住友生命保険相互会社(常任代理人　株式会社日本カストディ銀行)	東京都中央区八重洲二丁目2番1号(東京都中央区晴海一丁目8番12号)	21,900	4.98
株式会社静岡銀行(常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	静岡県静岡市葵区呉服町一丁目10番地(東京都港区赤坂一丁目8番1号　赤坂インターシティAIR)	21,576	4.90
日本生命保険相互会社(常任代理人　日本マスタートラスト信託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内一丁目6番6号(東京都港区赤坂一丁目8番1号　赤坂インターシティAIR)	15,006	3.41
ヤマハ発動機株式会社	静岡県磐田市新貝2500番地	14,080	3.20
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505001(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS(東京都港区港南二丁目15番1号　品川インターシティA棟)	12,935	2.94
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505301(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS(東京都港区港南二丁目15番1号　品川インターシティA棟)	8,645	1.97
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505025(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	ONE CONGRESS STREET, SUITE 1, BOSTON, MASSACHUSETTS(東京都港区港南二丁目15番1号　品川インターシティA棟)	7,854	1.79
ジェーピー モルガン チェース バンク 380684(常任代理人　株式会社みずほ銀行決済営業部)	25 BANK STREET, CANARY WHARF, LONDON, E14 5JP, UNITED KINGDOM(東京都港区港南二丁目15番1号　品川インターシティA棟)	7,316	1.66
計	―	239,379	54.42

(注) 1　上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は次のとおりであります。
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)　　94,463千株
株式会社日本カストディ銀行(信託口)　　35,601千株

2　上記のほか当社所有の自己株式23,103千株があります。

3　2024年8月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、野村證券株式会社及びその共同保有者3社が2024年8月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。当社は2024年10月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、下記の所有株式数につきましては株式分割前の株式数を記載しております。

氏名又は名称	住所	所有株式数(千株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目13番1号	1	0.00
ノムラ　インターナショナル　ピーエルシー	1 Angel Lane, London EC4R 3AB, United Kingdom	817	0.45
ノムラ　セキュリテーズ　インターナショナル	Worldwide Plaza 309 West 49th Street New York, New York 10019-7316	―	―
野村アセットマネジメント株式会社	東京都江東区豊洲二丁目2番1号	14,452	7.98
計	―	15,271	8.44

4　2025年5月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者7社が2025年5月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
ブラックロック・ジャパン株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目8番3号	10,312	2.05
ブラックロック(ネザーランド)BV	オランダ王国　アムステルダム　HA1096　アムステルプレイン　1	583	0.12
ブラックロック・ファンド・マネージャーズ・リミテッド	英国　ロンドン市　スログモートン・アベニュー　12	3,384	0.67
ブラックロック(ルクセンブルク)エス・エー	ルクセンブルク大公国　L-1855　J.F.ケネディ通り　35A	1,391	0.28
ブラックロック・アセット・マネジメント・アイルランド・リミテッド	アイルランド共和国　ダブリン　ボールスブリッジ　ボールスブリッジパーク　2　1階	1,060	0.21
ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ	米国　カリフォルニア州　サンフランシスコ市　ハワード・ストリート　400	4,807	0.96
ブラックロック・インスティテューショナル・トラスト・カンパニー、エヌ．エイ．	米国　カリフォルニア州　サンフランシスコ市　ハワード・ストリート　400	3,423	0.68
ブラックロック・インベストメント・マネジメント（ユーケー）リミテッド	英国　ロンドン市　スログモートン・アベニュー　12	883	0.18
計	－	25,846	5.14

5　2025年9月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書の変更報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者2社が2025年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、当該報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数（千株）	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
三井住友信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号	1,460	0.29
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社	東京都港区芝公園一丁目1番1号	9,708	1.93
アモーヴァ・アセットマネジメント株式会社	東京都港区赤坂九丁目7番1号	19,938	3.96
計	－	31,107	6.18

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(2026年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	―	―	―
議決権制限株式(自己株式等)	―	―	―
議決権制限株式(その他)	―	―	―
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 23,103,600	―	―
完全議決権株式(その他)	普通株式 439,640,000	4,396,400	―
単元未満株式	普通株式 256,400	―	―
発行済株式総数	463,000,000	―	―
総株主の議決権	―	4,396,400	―

② 【自己株式等】

(2026年9月30日現在)

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(自己保有株式) ヤマハ株式会社	浜松市中央区中沢町 10番1号	23,103,600	―	23,103,600	4.99
計	―	23,103,600	―	23,103,600	4.99

2 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当中間会計期間における役員の異動は、次のとおりです。

(1) 取締役の状況

① 新任取締役

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)	就任年月日
取締役 (注) 1 指名委員 報酬委員	ケリー・ワリング	1970年 10月29日	2008年2月 英国 国際コーポレート・ガバナンス・ネットワーク 最高執行責任者・カンパニー・セクレタリー 2014年1月 同 最高経営責任者 2017年1月 金融庁 有識者会合メンバー 2024年12月 英国 勅許ガバナンス協会 グローバル事務総長（現） 2026年6月 当社社外取締役（現）	(注) 2	―	2026年 6月29日

(注) 1 ケリー・ワリングは社外取締役です。法律上の氏名はケリー・ルイーズ・スティーブンソンです。

2 取締役の任期は、就任の時から2027年3月期に係る定時株主総会終結の時までです。

② 退任取締役

役職名	氏名	退任年月日
取締役 指名委員 報酬委員	ポール・キャンドランド	2026年6月29日

(2) 執行役の状況

該当事項はありません。

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

(4) 異動後の役員の男女別人数及び女性の比率

男性12名　女性3名（役員のうち女性の比率 20%）

第4 【経理の状況】

1. 要約中間連結財務諸表の作成方法について

当社の要約中間連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」という。）第312条の規定により、国際会計基準第34号「期中財務報告」（以下「IAS第34号」という。）に準拠して作成しております。

また、当社は、金融商品取引法第24条の5第1項の表の第1号の上欄に掲げる会社に該当し、連結財務諸表規則第1編及び第5編の規定により第1種中間連結財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による期中レビューを受けております。

1 【要約中間連結財務諸表】

(1) 【要約中間連結財政状態計算書】

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2026年3月31日)	当中間連結会計期間 (2026年9月30日)
資産			
流動資産			
現金及び現金同等物	11	108,952	147,845
営業債権及びその他の債権	11	87,727	75,922
その他の金融資産	11	4,207	9,372
棚卸資産		152,271	163,288
その他の流動資産		11,786	7,653
流動資産合計		364,945	404,083
非流動資産			
有形固定資産		124,255	121,498
使用権資産		21,873	21,531
無形資産		5,044	4,850
金融資産	11	51,517	49,575
退職給付に係る資産		36,595	38,539
繰延税金資産		10,943	12,375
その他の非流動資産		2,393	2,457
非流動資産合計		252,623	250,829
資産合計		617,568	654,912

(単位：百万円)

	注記	前連結会計年度 (2026年3月31日)	当中間連結会計期間 (2026年9月30日)
負債及び資本			
負債			
流動負債			
営業債務及びその他の債務	11	62,635	60,370
有利子負債	11	491	5,384
リース負債		5,698	5,158
その他の金融負債	11	9,474	9,344
未払法人所得税		4,112	15,415
引当金		2,381	2,438
その他の流動負債		13,214	12,011
流動負債合計		98,008	110,123
非流動負債			
リース負債		10,464	10,530
金融負債	11	194	150
退職給付に係る負債		11,575	11,882
引当金		4,249	3,950
繰延税金負債		10,483	8,760
その他の非流動負債		2,861	2,886
非流動負債合計		39,828	38,160
負債合計		137,837	148,284
資本			
資本金		28,534	28,534
資本剰余金		1,574	1,613
利益剰余金		373,364	404,735
自己株式		△29,118	△29,082
その他の資本の構成要素		103,992	99,441
親会社の所有者に帰属する持分合計		478,347	505,242
非支配持分		1,383	1,386
資本合計		479,730	506,628
負債及び資本合計		617,568	654,912

(2) 【要約中間連結損益計算書及び要約中間連結包括利益計算書】

【要約中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年4月 1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月 1日 至　2026年9月30日)
売上収益	7,8	216,364	237,873
売上原価		△135,618	△141,854
売上総利益		80,746	96,019
販売費及び一般管理費		△67,949	△73,731
事業利益	7	12,797	22,287
その他の収益	6	682	5,215
その他の費用		△1,006	△731
営業利益		12,473	26,771
金融収益		2,137	2,238
金融費用		△400	△2,769
持分法による投資損益		―	△5
税引前中間利益		14,210	26,235
法人所得税費用		△4,405	△7,516
中間利益		9,804	18,718
中間利益の帰属			
親会社の所有者		9,755	18,670
非支配持分		48	47
１株当たり中間利益			
基本的１株当たり中間利益（円）	10	21.52	42.44
希薄化後１株当たり中間利益（円）	10	―	―

【要約中間連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年4月 1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月 1日 至　2026年9月30日)
中間利益		9,804	18,718
その他の包括利益			
純損益に振り替えられることのない項目			
確定給付制度の再測定		1,915	802
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産	11	109	16,181
純損益に振り替えられることのない項目合計		2,025	16,984
純損益に振り替えられる可能性のある項目			
在外営業活動体の換算差額		5,197	△3,092
純損益に振り替えられる可能性のある項目合計		5,197	△3,092
その他の包括利益合計		7,223	13,891
中間包括利益		17,027	32,609
中間包括利益の帰属			
親会社の所有者		16,958	32,541
非支配持分		68	68

(3) 【要約中間連結持分変動計算書】

前中間連結会計期間(自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
						その他の資本の構成要素	
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2025年4月1日残高		28,534	1,785	438,454	△101,642	―	31,107
中間利益		―	―	9,755	―	―	―
その他の包括利益		―	―	―	―	1,915	109
中間包括利益		―	―	9,755	―	1,915	109
自己株式の取得		―	―	―	△0	―	―
自己株式の消却		―	―	△36,527	36,527	―	―
剰余金の配当	9	―	―	△5,890	―	―	―
株式報酬		―	△388	△131	582	―	―
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		―	102	―	―	―	―
利益剰余金への振替		―	―	1,915	―	△1,915	―
所有者との取引額合計		―	△286	△40,632	37,109	△1,915	―
2025年9月30日残高		28,534	1,499	407,577	△64,533	―	31,217

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		合計		
		在外営業活動体の換算差額	合計			
2025年4月1日残高		50,593	81,701	448,834	1,278	450,113
中間利益		―	―	9,755	48	9,804
その他の包括利益		5,177	7,203	7,203	20	7,223
中間包括利益		5,177	7,203	16,958	68	17,027
自己株式の取得		―	―	△0	―	△0
自己株式の消却		―	―	―	―	―
剰余金の配当	9	―	―	△5,890	△36	△5,927
株式報酬		―	―	62	―	62
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		―	―	102	△102	△0
利益剰余金への振替		―	△1,915	―	―	―
所有者との取引額合計		―	△1,915	△5,725	△139	△5,865
2025年9月30日残高		55,771	86,988	460,067	1,208	461,275

当中間連結会計期間(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分					
						その他の資本の構成要素	
		資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	確定給付制度の再測定	その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産
2026年4月1日残高		28,534	1,574	373,364	△29,118	―	29,149
中間利益		―	―	18,670	―	―	―
その他の包括利益		―	―	―	―	802	16,181
中間包括利益		―	―	18,670	―	802	16,181
自己株式の取得		―	―	―	△0	―	―
自己株式の消却		―	―	―	―	―	―
剰余金の配当	9	―	―	△5,718	―	―	―
株式報酬		―	39	△3	36	―	―
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		―	―	―	―	―	―
利益剰余金への振替		―	―	18,421	―	△802	△17,619
所有者との取引額合計		―	39	12,700	35	△802	△17,619
2026年9月30日残高		28,534	1,613	404,735	△29,082	―	27,712

(単位：百万円)

	注記	親会社の所有者に帰属する持分			非支配持分	資本合計
		その他の資本の構成要素		合計		
		在外営業活動体の換算差額	合計			
2026年4月1日残高		74,843	103,992	478,347	1,383	479,730
中間利益		―	―	18,670	47	18,718
その他の包括利益		△3,113	13,870	13,870	21	13,891
中間包括利益		△3,113	13,870	32,541	68	32,609
自己株式の取得		―	―	△0	―	△0
自己株式の消却		―	―	―	―	―
剰余金の配当	9	―	―	△5,718	△65	△5,784
株式報酬		―	―	72	―	72
支配の喪失とならない子会社に対する所有者持分の変動		―	―	―	―	―
利益剰余金への振替		―	△18,421	―	―	―
所有者との取引額合計		―	△18,421	△5,646	△65	△5,712
2026年9月30日残高		71,729	99,441	505,242	1,386	506,628

(4) 【要約中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	注記	前中間連結会計期間 (自　2025年4月 1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月 1日 至　2026年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前中間利益		14,210	26,235
減価償却費及び償却費		9,998	10,697
棚卸資産の増減額（△は増加）		△2,033	△13,133
営業債権及びその他の債権の増減額（△は増加）		8,527	10,793
営業債務及びその他の債務の増減額（△は減少）		△350	64
その他		△2,669	△678
小計		27,683	33,978
利息及び配当金の受取額		2,135	2,190
利息の支払額		△367	△287
法人所得税の支払額及び還付額（△は支払）		△8,657	△4,602
営業活動によるキャッシュ・フロー		20,793	31,278
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有形固定資産及び無形資産等の取得による支出		△7,454	△7,303
有形固定資産及び無形資産の売却による収入		178	292
投資有価証券の取得による支出		△242	△1,210
投資有価証券の売却及び償還による収入		40	25,681
その他		901	△5,114
投資活動によるキャッシュ・フロー		△6,576	12,344
財務活動によるキャッシュ・フロー			
短期借入金の純増減額（△は減少）		920	5,081
リース負債の返済による支出		△2,742	△2,960
自己株式の取得による支出		△0	△0
配当金の支払額	9	△5,890	△5,718
その他		△29	△160
財務活動によるキャッシュ・フロー		△7,742	△3,758
現金及び現金同等物に係る為替変動の影響額		1,098	△971
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）		7,573	38,893
現金及び現金同等物の期首残高		99,819	108,952
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額		119	―
現金及び現金同等物の中間期末残高		107,512	147,845

【要約中間連結財務諸表注記】

1. 報告企業

ヤマハ株式会社(以下、当社)は日本に所在する株式会社であり、東京証券取引所に株式を上場しております。登記上の本社の住所は静岡県浜松市中央区中沢町10番1号であります。当社の要約中間連結財務諸表は、2026年9月30日を期末日とし、当社及びその子会社(以下、当社グループ)から構成されております。当社グループは楽器事業、音響機器事業及びその他の事業を営んでおります。

2. 作成の基礎

(1) IFRSに準拠している旨

当社グループの要約中間連結財務諸表は、IAS第34号に準拠して作成しております。連結財務諸表規則第1条の2第2号に掲げる「指定国際会計基準特定会社」の要件を満たしていることから、同第312条の規定を適用しております。

要約中間連結財務諸表は、年次の連結財務諸表で要求される全ての情報が含まれていないため、前連結会計年度の連結財務諸表と併せて利用されるべきものであります。

要約中間連結財務諸表は、2026年11月12日に代表執行役社長 山浦敦によって承認されております。

(2) 測定の基礎

当社グループの要約中間連結財務諸表は、「3. 重要性のある会計方針」に記載する会計方針に基づいて作成されております。資産及び負債の残高は、公正価値で測定する金融商品及び確定給付制度に係る資産又は負債など重要性のある会計方針に別途記載がある場合を除き、取得原価に基づいて計上しております。

(3) 機能通貨及び表示通貨

当社グループの要約中間連結財務諸表は当社の機能通貨である日本円（百万円単位、単位未満切捨て）で表示しております。

(4) 未適用の公表済み基準書及び解釈指針

要約中間連結財務諸表の承認日までに新設又は改訂が行われた新基準書及び新解釈指針のうち、当社グループが早期適用していない主なものは、以下のとおりです。

これらの基準書を適用することによる要約中間連結財務諸表への影響は検討中です。

IFRS	強制適用時期（以降開始年度）	当社適用年度（予定）	新設・改訂の概要
IFRS第18号 財務諸表における表示及び開示	2027年1月1日	2028年3月期	財務諸表における表示及び開示に関する現行の会計基準であるIAS第1号を置き換える新基準

3. 重要性のある会計方針

要約中間連結財務諸表において適用する重要性のある会計方針は、前連結会計年度に係る連結財務諸表において適用した会計方針と同一であります。

なお、要約中間連結財務諸表における法人所得税費用は、見積平均年次実効税率を用いて算定しております。

4. 重要な会計上の見積り及び判断

当社グループは、要約中間連結財務諸表の作成において、会計方針の適用、資産及び負債、収益及び費用の測定等に関する見積り及び仮定を用いております。これらの見積り及び仮定は、過去の実績及び報告期間の末日において合理的であると考えられる様々な要因等を勘案した経営者の最善の判断に基づいております。しかしながら、その性質上、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直しており、これらの見直しによる影響は、当該見積りを見直した期間及び将来の期間において認識しております。

なお、当社グループの要約中間連結財務諸表における重要な会計上の見積り及び判断は、前連結会計年度に係る連結財務諸表と同様であります。

5. 追加情報

(ヤマハ発動機株式会社株式の一部売却)

当中間連結会計期間において、ヤマハ発動機株式会社株式の一部を売却しました。当該売却による手数料等を控除した収入は256億66百万円です。なお、当該株式はその他の包括利益を通じて公正価値で評価する金融資産に分類しており、当株式売却による投資有価証券売却益は発生しないため、中間利益への影響は軽微です。

(当社連結子会社に対する集団訴訟の取り下げ)

当社の連結子会社であるYamaha Music Europe GmbH(以下、YME)は、以下のとおり、2022年12月29日に集団訴訟の申立書の送達を受けました。当訴訟は、前連結会計期間まで具体的な手続きが進捗しておらず、財務上の影響についても信頼性のある見積りができないことから、引当金は計上せず偶発負債として開示しておりました。当中間連結会計期間において、原告による訴訟取下げ申請が認められ訴訟手続きが終了したことに伴い、偶発負債に該当しないこととなりました。この度の訴訟手続き終了による当期業績への影響は軽微です。

＜参考:集団訴訟の内容＞

(1) 訴訟の原因及び訴訟提起に至った経緯

2013年3月から2017年3月にかけて英国で行われた当社楽器製品のオンライン販売において、YMEが、特定の取引先との間で再販売価格維持行為を行ったとする競争法違反の決定を受けておりました。これにより消費者が不当に高い価格で製品を購入したとして、発生した損害額の賠償を求める集団訴訟が申立てられたものです。

(2) 訴訟を提起した者の概要

消費者団体「Which?」(所在地:英国・ロンドン)のElisabetta Sciallisを代表とする原告団で、該当する製品の英国内の消費者が原告団に入る資格を有します。

(3) 訴えの内容および損害賠償金

①訴えの内容

YME及びYMEの親会社である当社に対し、YMEの再販売価格維持行為により消費者に発生した損害額の賠償を請求するものです。

②訴訟の目的の価額

申立書には、原告団がYME及び当社に対して主張する被害額は記載されておりません。

6. その他の収益

（米国における関税還付）

当社の連結子会社であるYamaha Corporation of America及びYamaha Guitar Group,Inc.は、米国において国際緊急経済権限法（IEEPA）に基づき課された関税が連邦最高裁判所において無効と判断されたことを受け、2026年4月より当該関税に対し46.0百万USドルの還付申請を開始いたしました。当中間連結会計期間において還付が完了した金額は26.8百万USドル（4,280百万円 期中平均レート換算）であり、その全額を「その他の収益」として計上しております。

当中間連結会計期間末で未還付の部分については再申請等の手続き中であり、現時点で還付の可否、金額及び時期は未定です。なお、当該関税については、米国において還付を求める訴訟を提起済みであります。

7. セグメント情報

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、当社の取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、経済的特徴及び製品・サービス内容の類似性に基づき、「楽器」及び「音響機器」の2つを報告セグメントとしており、それ以外の事業は、「その他」に含めております。

楽器事業は、ピアノ・電子楽器・管弦打楽器等の製造販売、音楽教室等の運営、音楽・映像ソフトの制作販売等を行っております。音響機器事業は、ホームオーディオ機器、音楽制作・配信機器、業務用音響機器、ネットワーク機器、モビリティ音響機器等の製造販売等を行っております。その他には自動車用内装部品事業、FA機器事業、ゴルフ用品事業、リゾート事業等を含んでおります。

なお、当中間連結会計期間において、ゴルフ用品事業を終了しております。

(2) 報告セグメント情報

報告セグメント情報は、次のとおりであります。

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「3. 重要性のある会計方針」における記載と同一であります。

また、当社グループは、事業利益をセグメント利益としております。事業利益とは、売上総利益から販売費及び一般管理費を控除して算出した日本基準の営業利益に相当するものであります。

前中間連結会計期間(自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	要約中間連結財務諸表計上額
	楽器	音響機器	計				
売上収益							
外部顧客への売上収益	140,411	67,667	208,078	8,286	216,364	―	216,364
セグメント間の売上収益	―	132	132	―	132	△132	―
計	140,411	67,799	208,211	8,286	216,497	△132	216,364
事業利益[セグメント利益](△は損失)	7,688	5,371	13,059	△262	12,797	―	12,797
その他の収益							682
その他の費用							△1,006
営業利益							12,473
金融収益							2,137
金融費用							△400
持分法による投資損益							―
税引前中間利益							14,210

(注) セグメント間の売上収益は市場実勢価格に基づいております。

当中間連結会計期間(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他	合計	調整額	要約中間連結財務諸表計上額
	楽器	音響機器	計				
売上収益							
外部顧客への売上収益	159,509	70,789	230,298	7,574	237,873	―	237,873
セグメント間の売上収益	―	134	134	―	134	△134	―
計	159,509	70,923	230,433	7,574	238,008	△134	237,873
事業利益[セグメント利益](△は損失)	15,361	6,993	22,354	△67	22,287	―	22,287
その他の収益							5,215
その他の費用							△731
営業利益							26,771
金融収益							2,238
金融費用							△2,769
持分法による投資損益							△5
税引前中間利益							26,235

(注) セグメント間の売上収益は市場実勢価格に基づいております。

8. 売上収益

売上収益の内訳は、次のとおりであります。

(1) 収益の分解

当社グループは、経済的特徴及び製品・サービスの類似性に基づき、「楽器」及び「音響機器」の2つの事業を報告セグメントとして分解し、それ以外の事業は、「その他」に含めております。また、地域別の収益は、顧客の所在地別に分解しております。分解した売上収益とセグメント売上収益との関連は、次のとおりであります。

各事業に含まれる製品等については、「7. セグメント情報」を参照してください。

前中間連結会計期間(自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計
	楽器	音響機器		
日本	29,964	21,899	3,263	55,127
北米	35,898	14,314	4,034	54,247
欧州	29,782	13,916	1	43,700
中国	16,180	4,878	749	21,809
その他	28,584	12,658	237	41,480
合計	140,411	67,667	8,286	216,364
顧客との契約から認識した収益	139,912	67,513	8,223	215,650
その他の源泉から認識した収益	499	153	62	714

(注) 日本及び中国以外の区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

北米：米国、カナダ

欧州：ドイツ、フランス、イギリス

その他：韓国、オーストラリア

当中間連結会計期間(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)

(単位：百万円)

	報告セグメント		その他	合計
	楽器	音響機器		
日本	31,358	22,247	3,048	56,655
北米	41,483	16,469	3,584	61,537
欧州	33,393	14,016	0	47,410
中国	17,835	4,138	460	22,433
その他	35,438	13,917	481	49,836
合計	159,509	70,789	7,574	237,873
顧客との契約から認識した収益	158,895	70,510	7,503	236,909
その他の源泉から認識した収益	613	279	71	964

(注) 日本及び中国以外の区分に属する主な国又は地域は、次のとおりであります。

北米：米国、カナダ

欧州：ドイツ、フランス、イギリス

その他：インド、ブラジル、オーストラリア

9. 配当金

配当金の支払額は、次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月20日 定時株主総会	普通株式	5,890	13.00	2025年3月31日	2025年6月23日

当中間連結会計期間(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	5,718	13.00	2026年3月31日	2026年6月30日

基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末日後となるものは、次のとおりであります。

前中間連結会計期間(自　2025年4月1日　至　2025年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年11月4日 取締役会	普通株式	5,894	13.00	2025年9月30日	2025年12月4日

当中間連結会計期間(自　2026年4月1日　至　2026年9月30日)

決議	株式の種類	配当金の総額(百万円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2026年11月5日 取締役会	普通株式	5,718	13.00	2026年9月30日	2026年12月3日

10. 1株当たり中間利益

基本的1株当たり中間利益及びその算定上の基礎は、次のとおりであります。

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月 1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月 1日 至　2026年9月30日)
親会社の所有者に帰属する中間利益(百万円)	9,755	18,670
普通株式の加重平均株式数（千株)	453,257	439,896
基本的1株当たり中間利益(円)	21.52	42.44

(注)　希薄化後1株当たり中間利益については、希薄化効果を有する潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

11. 金融商品

(1) 金融商品の公正価値

① 公正価値ヒエラルキー

公正価値のヒエラルキーは以下のとおりであります。

レベル1：活発な市場における無調整の公表価格により測定された公正価値

レベル2：レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して算出された公正価値

レベル3：観察可能なデータに基づかないインプットを含む評価技法から算出された公正価値

金融商品のレベル間の振替は、各報告期間末に発生したものとして認識しております。なお、前連結会計年度及び当中間連結会計期間において、レベル間の振替が行われた重要な金融資産はありません。

② 公正価値の算定方法

主な金融商品の公正価値の算定方法は、次のとおりであります。

(a) 現金及び現金同等物、償却原価で測定される金融資産及び負債（借入金、リース負債を除く）

現金及び現金同等物、短期投資、償却原価で測定される債権及び債務（借入金、リース負債を除く）は、短期で決済され、もしくは要求払いの性格を有する金融商品であるため、公正価値は帳簿価額と近似しており、帳簿価額によっております。

(b) 資本性金融資産及び純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産

上場株式は、報告期間末の市場価格で評価しており、レベル1に分類しております。非上場株式、出資金等及び純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産は、投資先の財務諸表等を利用し、類似会社の市場価格に基づく評価手法等の適切な評価手法を用いて評価しており、レベル3に分類しております。

(c) 借入金

短期借入金は短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似しており、帳簿価額によっております。

長期借入金は将来キャッシュ・フローを、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2に分類しております。

③ 償却原価で測定する金融商品

償却原価で測定する金融商品の公正価値は帳簿価額と近似しております。そのため、帳簿価額と公正価値の比較は開示を省略しております。

④ 公正価値で測定する金融商品

公正価値で測定する金融商品の内訳は、次のとおりであります。

前連結会計年度(2026年3月31日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
負債性金融資産	―	―	406	406
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融資産	40,490	―	7,414	47,904
合計	40,490	―	7,820	48,311

当中間連結会計期間(2026年9月30日)

(単位：百万円)

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金融資産				
純損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
負債性金融資産	―	―	530	530
その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産				
資本性金融資産	37,252	―	8,636	45,888
合計	37,252	―	9,166	46,419

レベル3に分類した経常的に公正価値で測定する金融商品の増減の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自　2025年4月 1日 至　2025年9月30日)	当中間連結会計期間 (自　2026年4月 1日 至　2026年9月30日)
期首残高	5,955	7,820
利得及び損失（注）1	△33	△22
その他の包括利益（注）2	1,846	191
購入	246	1,210
売却・償還	△51	△32
期末残高	7,962	9,166

(注) 1 利得及び損失は、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結損益計算書上、「金融収益」及び「金融費用」に表示しております。

2 その他の包括利益は、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に関するものであり、連結包括利益計算書上、「その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産」に表示しております。

該当する金融商品は、主に非上場株式、出資金及び純損益を通じて公正価値で測定する負債性金融資産であります。これらは、投資先の財務諸表等を利用し、類似会社の市場価格に基づく評価手法等の適切な評価手法を用いて評価しております。

12. 後発事象

記載すべき重要な後発事象はありません。

2 【その他】

(1) 2026年11月5日開催の取締役会において、2026年9月30日現在の株主名簿に記載された株主または登録質権者に対し、剰余金の配当として、1株につき普通配当13円（総額5,718,652,433円）を支払うことを決議しております。

(2) その他該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2026年11月12日

ヤマハ株式会社
取締役会　御中

EY新日本有限責任監査法人
浜　松　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛　田　達　也
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	角　田　大　輔
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	鎌　田　善　之

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているヤマハ株式会社の2026年4月1日から2027年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2026年4月1日から2026年9月30日まで）に係る要約中間連結財務諸表、すなわち、要約中間連結財政状態計算書、要約中間連結損益計算書、要約中間連結包括利益計算書、要約中間連結持分変動計算書、要約中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の要約中間連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」第312条により規定された国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して、ヤマハ株式会社及び連結子会社の2026年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

要約中間連結財務諸表に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠して要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない要約中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

要約中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき要約中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

要約中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から要約中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- **主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。**
- **継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、要約中間連結財務諸表において、国際会計基準第1号「財務諸表の表示」第4項に基づき、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において要約中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する要約中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、要約中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。**
- **要約中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、国際会計基準第34号「期中財務報告」に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた要約中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに要約中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。**
- **要約中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。**

監査人は、要約中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）1. 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは期中レビューの対象には含まれていません。